

様式1

意見書

平成 16年 8月24 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて

郵便番号106-8573

(ふりがな)とうきょうとみなとくみなみあざぶ

住所東京都港区南麻布3丁目20番1号

(ふりがな)モトローラかぶしきがいしゃ きたがわ たかし

氏名 モトローラ株式会社 代表取締役社長 北川 尚

電話番号

電子メールアドレス

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

最終報告書(案)において免許不要局を「帯域非占有型」と「帯域占有型」の2つに分類された研究会のご努力に感謝いたします。弊社は報告書の、同一帯域を利用する一次業務に対して2次業務として運用される「帯域非占有型」である前者の免許不要局に関しては電波利用料を従来どおり徴収しないとの結論に賛同いたします。このことによって、現在運用されている免許不要局の帯域の全てではありませんが、ほとんどの免許不要局が運用する周波数帯がこれに含まれているものと考えています。このような免許不要局は他の一次業務の運用帯域を制限しないため、「電波有効利用を促進し、さもなければ、利用帯域をできるだけ減少させる」電波利用料制度の目的に合致せず電波利用料徴収の対象とならないと考えています。

しかしながら、利用可能な帯域を独占的に利用可能とする「帯域占有型」である後者の免許不要局は同一の帯域の利用を同様に希望している一次業務と競合することになります。「利用帯域をできるだけ減少させる」電波利用料制度の目的を考慮すると、帯域を占有して運用する免許不要局に電波利用料を課す事は合理的と考えます。

弊社は、免許局および免許不要局は共に日本経済の発展と健全性に強く寄与するものと理解しています。電波利用料を課す事によって短期的な収入を得ることは、ワイアレス産業にとって技術的な開発投資の減少を強いられ長期的な経済的利益を損なわれる可能性があることに留意して頂きたいと考えています。よって電波利用政策の目的が実現される範囲内でできるだけ電波利用徴収額を低くするようお願いいたします。

最後に、一層の技術発展を促すために政府予算を電波有効利用技術の開発に活用する結論を支持します。電波利用料の用途を研究開発のみにすべきとは考えておりませんが、電波利用料財源を研究開発に活用することは、これを一般財源に組み込むことに較べて、ワイアレス産業の高度化により一層直結させることができると考えています。

以上